

令和5年度（2023年度）

熊本県交通安全実施計画

熊本県交通安全対策会議

目次

総論

(頁)

1	令和5年度(2023年度)熊本県交通安全実施計画について	1
2	第11次熊本県交通安全計画の目標	1
3	交通事故情勢	1
4	交通安全対策の視点	2
5	交通安全対策主要事業	3

分野別の施策

第1章 道路交通の安全

第1節 道路交通環境の整備

○	熊本地方气象台	8
	九州地方整備局	10
	(警)交通企画課	11
	(警)交通指導課	11
	(警)交通規制課	12
	(県)交通政策課	13
	(県)道路整備課	14
	(県)道路保全課	14
	(県)都市計画課	15
	西日本高速道路(株)九州支社 熊本高速道路事務所	16

第2節 交通安全思想の普及徹底

(教)	社会教育課	17
(教)	学校安全・安心推進課	17
(警)	交通企画課	18
(警)	運転免許課	20
(県)	くらしの安全推進課、熊本県交通安全推進連盟	21

第3節 安全運転の確保

	九州運輸局 熊本運輸支局	24
	熊本地方气象台	25
	熊本労働局	26
(警)	交通企画課	26
(警)	運転免許課・運転免許試験課	28
(県)	交通政策課	30
(県)	くらしの安全推進課、熊本県交通安全推進連盟	31

第4節 車両の安全性の確保	(頁)
九州運輸局 熊本運輸支局	32
(教) 学校安全・安心推進課	33
(警) 交通企画課	33
(県) くらしの安全推進課、熊本県交通安全推進連盟	34
第5節 道路交通秩序の維持	
熊本運輸支局	35
(警) 交通指導課	36
第6節 救助・救急活動の充実	
(教) 学校安全・安心推進課	37
(県) 消防保安課	38
(県) 医療政策課	39
西日本高速道路(株)九州支社 熊本高速道路事務所	40
第7節 被害者支援の推進	
熊本運輸支局	41
(教) 学校安全・安心推進課	42
(警) 交通企画課	42
(警) 交通指導課	43
(県) くらしの安全推進課、熊本県交通安全推進連盟	44
第8節 調査研究の充実	
(警) 交通企画課	45

第2章 鉄道交通の安全

第1節 鉄道交通環境の整備	
九州旅客鉄道KK、肥薩おれんじ鉄道KK、くま川鉄道KK	46
南阿蘇鉄道KK、熊本電気鉄道KK	
第2節 鉄道交通の安全に関する知識の普及	
九州旅客鉄道KK、肥薩おれんじ鉄道KK、南阿蘇鉄道KK	47
熊本電気鉄道KK	
第3節 鉄道の安全な運行の確保	
○ 九州運輸局	48
○ 熊本地方气象台	49
九州旅客鉄道KK、肥薩おれんじ鉄道KK、くま川鉄道KK	50
南阿蘇鉄道KK、熊本電気鉄道KK	
第4節 救助・救急活動の充実	
九州旅客鉄道KK、肥薩おれんじ鉄道KK、くま川鉄道KK	51
南阿蘇鉄道KK、熊本電気鉄道KK	

第3章 踏切道における交通の安全

第1節 踏切道の立体交差化、構造の改良及び歩行者等立体横断施設の整備の促進 九州旅客鉄道K K、南阿蘇鉄道K K	5 2
第2節 踏切保安設備の整備及び交通規制の実施 (令和5年度の実施計画なし)	
第3節 踏切道の統廃合の促進 ○ 南阿蘇鉄道K K	5 3
第4節 その他踏切道の交通安全及び円滑化等を図るための措置 (県)道路整備課 肥薩おれんじ鉄道K K、南阿蘇鉄道K K、熊本電気鉄道K K	5 4 5 4

参考資料

熊本県交通安全対策会議運営要綱	5 5
熊本県交通安全対策会議構成員名簿	5 6

総論

1 令和5年度(2023年度)熊本県交通安全実施計画について

この計画は、「第11次熊本県交通安全計画」(計画期間：令和3年度～令和7年度)を着実に推進するため、交通安全対策基本法(昭和45年法律第110号)第25条第3項の規定に基づき、熊本県内における陸上交通の安全に関し、熊本県及び指定地方行政機関などが令和5年度において実施する具体的な施策をまとめたものです。

2 第11次熊本県交通安全計画の目標

道路交通の安全

令和7年までに

- 24時間交通事故死者数 40人以下
- 交通事故重傷者数 370人以下

にすることを目指します。

鉄道交通の安全

- 乗客の死者数ゼロ
- 運転事故全体の死者数減少

を目指します。

踏切道における交通の安全

踏切道における交通の安全と円滑化を図るための措置を総合的かつ積極的に推進し、踏切事故の発生を極力防止します。

3 交通事故情勢

(1) 道路交通事故の現状

令和4年(2022年)中の本県の交通事故は、発生件数及び重傷者数は前年より減少したものの、死者数は53人(前年比14人増加)と、昨年と比較して急激に増加しました。

65歳以上の高齢者の死者数は31人と全死者数の58.5パーセントを占めており、高齢化社会が進展する本県において、高齢者の交通安全の確保は交通安全対策の最重要課題の1つといえます。

これとともに、未だ根絶には至っていない飲酒運転への対策、自転車利用者のルール・マナーの問題及び乗車用ヘルメットの着用促進など、交通安全対策にかかる問題は山積しています。

この様な現状に対処すべく、第11次熊本県交通安全計画に基づき、各種施策を一層強力で押し進めていかなければなりません。

〔熊本県の交通事故発生状況〕

区分 / 年別	令和3年	令和4年	増減数	増減率(%)
発生件数(件)	3,188	3,175	-13	-0.4
死者数(人)	39	53	+14	+35.9
負傷者数(人)	3,936	3,924	-12	-0.3
重傷者数(人)	531	510	-21	-4.0

(2) 鉄道運転事故の現状

令和4年(2022年)の鉄道運転事故1件(前年比±0件)
死者1人、負傷者なし。

(3) 踏切道における交通事故の現状

令和4年(2022年)の踏切道における交通事故2件(前年比+2件)
死者、負傷者なし。

4 交通安全対策の視点

(1) 道路交通の安全

ア 対策の最重点

歩行者の安全確保

イ 対策の重点

(ア) 高齢者及び子供の交通安全の確保

(イ) 自転車の安全利用の推進

(ウ) シートベルトの全席着用とチャイルドシートの正しい使用の徹底

(エ) 飲酒運転等の危険運転の根絶

(オ) 交通実態等を踏まえたきめ細かな対策の推進

(カ) 地域が一体となった交通安全対策の推進

(キ) 先端技術の活用推進

ウ 8つの柱

(ア) 道路交通環境の整備

(イ) 交通安全思想の普及徹底

(ウ) 安全運転の確保

(エ) 車両の安全性の確保

(オ) 道路交通秩序の維持

(カ) 救助・救急活動の充実

(キ) 被害者支援の充実と推進

(ク) 調査研究の充実

(2) 鉄道交通の安全

ア 重大な列車事故の未然防止

イ 利用者等の関係する事故の防止

ウ 4つの柱

(ア) 鉄道交通環境の整備

(イ) 鉄道交通の安全に関する知識の普及

(ウ) 鉄道の安全な運行の確保

(エ) 救助・救急活動の充実

(3) 踏切道における交通の安全

ア それぞれの踏切の状況等を勘案した効果的対策の推進

イ 4つの柱

(ア) 踏切道の立体交差化、構造の改良及び歩行者等立体横断施設の整備の促進

(イ) 踏切保安設備の整備及び交通規制の実施

(ウ) 踏切道の統廃合の促進

(エ) その他踏切道の交通の安全及び円滑化等を図るための措置

5 交通安全対策主要事業

(1) 道路交通の安全

ア 対策の最重点

歩行者の安全確保

歩道・自転車道の整備、交差点の改良 【九州地方整備局】(P10)

交通安全施設等整備事業 【(警)交通規制課】(P12)

歩道の整備 【(県)道路保全課】(P14)

街路事業 【(県)都市計画課】(P15)

学校安全教室推進事業(文部科学省委託事業)
【(教)学校安全・安心推進課】(P17)

横断歩道における歩行者保護優先意識啓発活動の推進
【(警)交通企画課】(P18)

横断歩道 止まって渡す「思いやり」キャンペーン
【(県)くらしの安全推進課】(P22)

歩行者の安全確保に資する横断歩行者等妨害等違反取締りの強化
【(警)交通指導課】(P36)

イ 対策の重点

高齢者及び子供の交通安全の確保

交通安全施設等整備事業 【(警)交通規制課】(P12)

街路事業 【(県)都市計画課】(P15)

学校安全教室推進事業(文部科学省委託事業)
【(教)学校安全・安心推進課】(P17)

くまもとの「まち」と「ひと」を守る声掛け安心実現事業

【（警）交通企画課】（P 1 8）

合理的かつ効果的な高齢者講習の推進

【（警）運転免許課】（P 2 0）

高齢運転者安全運転支援装置等設置推進事業

【（県）くらしの安全推進課】（P 3 1）

通学路や生活道路の安全確保に資する交通指導取締りの強化

【（警）交通指導課】（P 3 6）

自転車の安全利用の推進

交通安全施設等整備事業

【（警）交通規制課】（P 1 2）

自転車通行空間の整備、自転車歩行者道の整備

【（県）道路保全課】（P 1 4）

学校安全教室推進事業（文部科学省委託事業）

【（教）学校安全・安心推進課】（P 1 7）

交通安全特別啓発事業

【（県）くらしの安全推進課】（P 2 2）

自転車の安全利用に向けた交通指導取締りの強化

【（警）交通指導課】（P 3 6）

シートベルトの全席着用とチャイルドシートの正しい使用の徹底

全ての座席におけるシートベルト等の正しい着用の徹底

【（警）交通企画課】（P 1 9）

保護者の交通安全教育の支援

【（県）くらしの安全推進課】（P 2 1）

ベルとらを活用した着用徹底の啓発【（県）くらしの安全推進課】（P 2 2）

シートベルト違反・チャイルドシート違反を中心とした被害軽減に資する交通指導取締りの強化 【（警）交通指導課】（P 3 6）

宮原SA下り線で県警高速隊他関係機関と共同で交通安全キャンペーンによる啓発活動の実施 【西日本高速道路（株）九州支社】（参考）

飲酒運転等の危険運転根絶

交通安全特別啓発事業 【（県）くらしの安全推進課】（P 2 2）

飲酒運転による交通事故被害者の声を紹介する教育用DVDや、飲酒運転の危険性を疑似体験できる運転シミュレーターを活用した運転者教育の推進 【（警）運転免許課・運転免許試験課】（P 2 8）

自動車運転代行業の指導監督 【（県）交通政策課】（P 3 0）

飲酒運転根絶に向けた取締りの強化 【（警）交通指導課】（P 3 6）

交通実態等を踏まえたきめ細やかな対策の推進

熊本県警察「交通事故発生状況マップ」の周知と利用促進による県民の交通安全意識の向上 【（警）交通企画課】（P 4 5）

地域が一体となった交通安全対策の推進

効果的な広報啓発活動の実施 【（警）交通企画課】（P 1 9）

交通安全県民運動の推進 【（県）くらしの安全推進課】（P 2 2）

先端技術の活用推進

安全運転サポート車等の普及啓発活動の推進 【(警)交通企画課】(P 27)

高齢運転者安全運転支援装置等設置推進事業

【(県)くらしの安全推進課】(P 31)

(2) 鉄道交通の安全

重大な列車事故の未然防止

軌道設備点検整備

【九州旅客鉄道 KK、肥薩おれんじ鉄道 KK、くま川鉄道 KK、南阿蘇鉄道 KK、熊本電気鉄道 KK】(P 46)

避難誘導訓練・脱線復旧訓練・事故救助訓練

【九州旅客鉄道 KK、肥薩おれんじ鉄道 KK、くま川鉄道 KK、南阿蘇鉄道 KK、熊本電気鉄道 KK】(P 50、51)

利用者等の関係する事故の防止

踏切安全講習・教室の開催

【九州旅客鉄道 KK、肥薩おれんじ鉄道 KK、南阿蘇鉄道 KK、熊本電気鉄道 KK】(P 47)

(3) 踏切道における交通の安全

それぞれの踏切の状況等を勘案した効果的対策の推進

踏切拡幅工事

【九州旅客鉄道 KK、南阿蘇鉄道 KK】(P 52)

道路改良事業

【(県)道路整備課】(P 54)

全箇所踏切無警報対策

【南阿蘇鉄道 KK】(参考)

(4) その他参考

運転免許を返納した高齢者に対する乗車料金の割引

【熊本電気鉄道 K K】(参考)

運転免許を返納した高齢者に対する割引定期パスの購入推進

【くま川鉄道 K K】(参考)

運転免許を返納した高齢者に対する割引定期パスの購入推進

【肥薩おれんじ鉄道 K K】(参考)

分野別の施策

第1章 道路交通の安全

第11次熊本県交通安全計画
20ページ～41ページ参考

第1節 道路交通環境の整備

～ 第1章・第1節 ～

実施機関名：熊本地方気象台

項目	内容
1 計画の実施方法及び重点等	<p>道路交通に影響を及ぼす台風、大雨、大雪、竜巻等の激しい突風、地震、津波、火山噴火等の自然現象について、的確な実況監視を行い、関係機関、道路利用者等が必要な措置を迅速にとり得るよう、特別警報・警報・予報等を適時・適切に発表して事故の防止・軽減に努める。また、これらの情報の内容の充実と効果的利活用の促進を図るため、防災関係機関等との間の情報の共有やICTの活用等に留意し、主に次のことを行う。</p>
2 計画の概要	<p>1．気象観測予報体制の整備等 台風、大雨、竜巻等の激しい突風などの気象現象を早期かつ正確に把握し、適時・適切な特別警報・警報・予報等を発表するため、観測予報体制の強化を図る。また、国際的な協力として、世界気象機関（WMO）が策定した世界気象監視（WWW）計画を積極的に推進する。</p> <p>2．地震・津波・火山の監視・警報体制の整備等 地震・津波・火山による災害を防止・軽減するため、地震・火山活動を常時監視して地震・津波・火山に関する防災情報を適時・適切に発表し、迅速かつ確実に伝達するとともに、主に次のことを行う。</p> <p>(1) 緊急地震速報（予報及び警報）の利活用の推進 緊急地震速報（予報及び警報）について、受信時の対応行動等のさらなる周知・広報を行うとともに、交通機関における利活用の推進を図るため、有効性や利活用の方法等の普及・啓発及び精度向上に取り組む。</p> <p>(2) 津波警報等の確実な運用 地震計による観測に基づき速やかに津波警報等の第一報の発表を行う。その後、広帯域地震計を活用した地震の規模の精密な解析や沖合津波計を活用した津波の範囲・規模の予測等の解析を行い、それらに基づく津波警報等の更新を適切に行う。</p> <p>(3) 火山監視体制と噴火時等の避難体制の推進 火山活動の監視・評価の結果に基づき、警戒が必要な範囲（この範囲に入ると生命に危険が及ぶ）を明示して噴火警報等を発表するとともに、平常時からの火山防災協議会における避難計画の共同検討を通じて、噴火警戒レベルの改善を推進する。</p> <p>3．情報の提供等 交通事故の防止・軽減に資するため、主に次の情報を適時・適切に発表し、関係機関等に迅速かつ確実に伝達する。また、住民に対し、気象庁ホームページや国土交通省防災情報提供センターを通じて気象情報等をリアルタイムで分かり易く提供する。</p>

- (1) 気象特別警報・警報・予報等
 気象による道路交通障害が予想される時は、適時・適切に気象特別警報・警報・予報等を発表し、防災情報提供システム等を用いて、関係機関に迅速かつ確実に伝達するとともに、報道機関等の協力により道路利用者に周知する。また、雨による災害発生の危険度を地図上にリアルタイムに表示する「大雨・洪水警報のキキクル（危険度分布）」や、気象情報における線状降水帯による大雨の可能性についての呼びかけ、積雪・降雪の面的な状況を示す「今後の雪（解析積雪深・解析降雪量・降雪短時間予報）」等についても、気象庁ホームページや報道機関等を通じて道路利用者に周知する。さらに、特に大雪により深刻な道路交通障害が見込まれる場合は、国土交通省と連携し、大雪に対する国土交通省緊急発表を実施し、道路利用者に警戒を呼びかける。
- (2) 緊急地震速報（予報及び警報）、津波警報等
 地震・津波による道路交通障害が予想される時は、適時・適切に緊急地震速報（予報及び警報）、津波警報等、地震情報等を発表し、防災情報提供システム等を用いて、関係機関に迅速かつ確実に伝達するとともに、報道機関等の協力により道路利用者に周知する。
- (3) 南海トラフ地震臨時情報等
 気象庁長官は、大規模地震対策特別措置法の規定に基づく地震防災対策強化地域に係る大規模な地震が発生するおそれがあると認める時は、直ちに地震予知情報を内閣総理大臣に報告する。
 また、南海トラフ沿いで異常な現象を観測した場合や南海トラフ地震発生の可能性が相対的に高まったと評価した場合等には「南海トラフ地震臨時情報」を、北海道の根室沖から東北地方の三陸沖における大規模地震の発生の可能性が相対的に高まったと評価した場合には「北海道・三陸沖後発地震注意情報」を、防災情報提供システム等を用いて、関係機関に迅速かつ確実に伝達するとともに、報道機関等の協力により道路利用者に周知する。
- (4) 噴火警報等
 火山現象による道路交通障害が予想される時は、平常時からの火山防災協議会で共同検討した避難計画に基づき、当該道路の交通規制等の防災対応がとられるよう噴火警戒レベルを付した噴火警報等を発表する。また、道路利用者の降灰量に応じた適切な防災行動に資するよう、降灰予報を適時・適切に発表する。
 これらの情報を、防災情報提供システム等を用いて、関係機関に迅速かつ確実に伝達するとともに、報道機関等の協力により道路利用者に周知する。

4. 気象知識等の普及

運輸事業者や防災機関の担当者に対し、特別警報・警報・予報等の伝達等に関する説明会やワークショップ、気象情報等の利用方法等に関する講習会の開催、広報資料の作成・配布等により、気象、地象、水象に関する知識の普及を行う。

実施機関名	事業内容 (実施事業名等)	事業量 (成果目標・目標数値等)	事業費 (単位：千円)
熊本地方気象台	<ul style="list-style-type: none"> ・台風説明会等の開催 ・気象警報・注意報等の発表 ・津波警報等の発表 ・噴火警報等の発表 	<ul style="list-style-type: none"> 必要時 必要時 必要時 必要時 	

	<ul style="list-style-type: none"> ・気象情報等の利用方法等に関する説明（防災会議等）及びワークショップ ・広報資料の配布 	説明（防災会議等）30回 ワークショップ 15市町村 適宜	
--	--	---	--

～ 第1章・第1節 ～

実施機関名：九州地方整備局

項 目	内 容
1 計画の実施方法及び重点等	<p>交通安全施設等整備事業の推進に関する法律に基づき、緊急に安全を確保すべき道路において、交通安全施設等の整備を推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 事故ゼロプランに基づく事故対策の推進 (2) 事故危険箇所における対策の推進 (3) ユニバーサルデザインの考え方による歩行空間の整備 (4) 円滑・快適で安全な道路交通環境の整備
2 計画の概要	<ul style="list-style-type: none"> (1) 事故ゼロプランに基づく事故対策の推進 <ul style="list-style-type: none"> ア 事故ゼロプランにより抽出した選定箇所の対策推進 イ 事故要因に即した効果の高い対策の立案及び整備 (2) 事故危険箇所における対策の推進 <ul style="list-style-type: none"> ア 交差点改良、防護柵、区画線設置等の交通安全対策の実施 イ 視線誘導標、照明灯の設置による夜間の交通安全対策の実施 (3) ユニバーサルデザインの考え方による歩行空間の整備 <ul style="list-style-type: none"> ア 歩行者等の安全確保のため、十分な歩行空間の確保 イ 高齢者や障害者等の自立した日常生活及び社会参加を支援する歩行空間の整備 (4) 円滑・快適で安全な道路交通環境の整備 <ul style="list-style-type: none"> 道路に関する情報を的確に分かりやすく提供する案内標識等の整備

実施機関名	事業内容 (実施事業名等)	事業量 (成果目標・目標数値等)	事業費 (単位：千円)
九州地方整備局	1種事業		
	・歩道・自転車道整備	一式	758,000
	・交差点改良	一式	132,000
	2種事業	一式	631,000

実施機関名：(警)交通企画課

項 目	内 容
1 計画の実施方法及び重点等	自転車等の駐車及び放置対策
2 計画の概要	交通安全講話、自転車運転者講習、自転車キャンペーン等あらゆる機会を利用し、自転車等の違法駐車等に関する広報啓発活動を積極的に展開する。

実施機関名：(警)交通指導課

項 目	内 容
1 計画の実施方法及び重点等	違法駐車の実態、地域住民の意見・要望等を踏まえた放置駐車違反の取締りを推進する。
2 計画の概要	<p>(1) 取締り活動ガイドラインの策定・公表と重点を指向した取締りの推進</p> <p>ア 地域住民の意見・要望等を踏まえたガイドラインの策定と公表</p> <p>イ ガイドラインに沿った放置駐車違反取締りの推進</p> <p>(2) 放置駐車確認機関による確認事務等の適正かつ円滑な運用</p> <p>駐車監視員の適切な運用と放置駐車違反確認業務の強化</p> <p>(3) 放置違反金制度の効果的な運用</p> <p>ア 使用者責任の追及</p> <p>イ 悪質な運転者の責任追及</p>

実施機関名	事業内容 (実施事業名等)	事業量 (成果目標・目標数値等)	事業費 (単位：千円)
交通指導課	放置車両確認事務の委託 熊本中央、熊本北合志、熊本南、熊本東警察署確認事務		43,431

実施機関名：(警)交通規制課

項 目	内 容
1 計画の実施方法及び重点等	<p>○ 安全・快適な交通環境の整備 社会資本整備重点計画（令和3年5月28日閣議決定：令和3年度～令和7年度）を踏まえた交通安全施設等整備事業の各施策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 戦略的な維持管理・更新 ・ 通学路の安全確保対策 ・ 「ゾーン30プラス」の整備 ・ 自転車利用環境の整備 ・ 歩行空間のバリアフリー化 ・ より安全な信号制御方式等の導入 ・ 事故危険箇所対策 ・ 災害に備えた道路交通環境の整備 ・ 道路整備等、交通環境の改善に伴う交通安全施設等の整備 ・ 子供をはじめとする歩行者を守る人優先の安全対策 ・ 熊本県国土強靱化地域計画に沿った交通安全施設等の整備 <p>を重点的かつ計画的に推進し、安全・安心な道路交通環境の実現を図る。</p>
2 計画の概要	<p>(1) 交通安全施設等の効果的かつ効率的な整備及びストック管理の推進</p> <p>ア 交通安全施設等の効果的かつ効率的な整備 社会資本整備重点計画に基づく交通安全施設等整備事業の推進</p> <p>イ ストック管理の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> (ア) 中長期的な視点に立った老朽施設の更新 (イ) 交通環境の変化により効果が低下した施設の削減 (ウ) 施設の長寿命化によるライフサイクルコストの削減 (エ) 実勢速度や交通実態等を踏まえた最高速度規制の点検・見直し等の推進 (オ) 道路改良や学校の統廃合等に伴う交通実態の変化に即した各種交通規制・信号制御の見直し・廃止 <p>(2) 生活道路における交通安全対策の推進</p> <p>ア 歩行者が安全・安心に通行できる交通環境の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> (ア) 「ゾーン30プラス」の推進 (イ) 歩道や路側帯の設置・拡幅及び物理的デバイス（ハンプ・狭さく）の設置に向けた道路管理者との連携の強化 <p>イ 通学路等の安全確保 道路管理者と連携した通学路等における交通安全対策の実施</p> <p>(3) 駐車規制の見直しの推進</p> <p>ア 交通実態に即したきめ細かな駐車規制の推進</p> <p>イ 駐車禁止規制から除外する措置の適正な運用</p> <p>(4) 大規模災害に備えた交通対策の推進</p> <p>ア 迅速・的確な交通規制等の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> (ア) 災害発生時における道路管理者と連携した迅速・的確な交通規制の実施 (イ) 「大規模災害に伴う交通規制計画」に基づく緊急交通路の確保 (ウ) 災害発生時における迅速・適正な緊急通行車両等の確認手続の実施 (エ) 災害発生時における交通安全施設の迅速な被害状況の把握と早期復旧 <p>イ 災害に強い交通安全施設等の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> (ア) 信号機電源付加装置及び可搬式発動発電機の整備 (イ) 道路の新設・改良に伴う環状交差点の導入に向けた道路管理者との協議 <p>(5) 自転車通行環境の整備 道路管理者等と連携したネットワーク性の確保に向けた自転車専用の走行空間の整備</p>

実施機関名	事業内容 (実施事業名等)	事業量 (成果目標・目標数値等)	事業費 (単位：千円)
(警)交通規制課	交通安全施設等整備事業	信号制御機整備更新 130 基 信号灯器LED化 1,164 灯 信号機改良 14 基 道路標識 1,023 本 道路標示 94 km 光ビーコン整備・更新 5 基 交通情報板更新 1 基 信号機電源付加装置整備更新 3 基 信号柱更新 30 本 信号機新設 18 基	1,426,790

～ 第1章・第1節 ～

実施機関名：(県)交通政策課	
項目	内容
1 計画の実施方法及び重点等	公共交通機関の利用促進
2 計画の概要	バス事業者などが行う公共交通機関利用促進キャンペーンへの協力等を通して、公共交通機関利用の普及啓発を推進する。

実施機関名：(県)道路整備課

項 目	内 容
1 計画の実施方法及び重点等	交通事故を防止し、安全かつ円滑・快適な交通を確保するため、高規格道路から生活道路に至る道路ネットワークの体系的な整備を進める。 そのため、道路改築事業等により、歩道等の設置を含む現道拡幅やバイパスの整備を推進する。
2 計画の概要	指定区間外の国道及び県道について、国庫補助事業、交付金事業及び県単独事業を効果的に活用した道路改築事業等を推進する。

実施機関名	事業内容 (実施事業名等)	事業量 (成果目標・目標数値等)	事業費 (単位：千円)
(県)道路整備課	道路改良事業 国 道 (指定区間外)	19箇所	5,503,313
	県 道	139箇所	5,952,058

実施機関名：(県)道路保全課

項 目	内 容
1 計画の実施方法及び重点等	交通安全施設等整備事業の推進に関する法律に基づき緊急に安全を確保すべき道路において交通安全施設等の整備を推進する。 (1) 事故危険個所の対策の推進 (2) 通学路等の安全対策の推進 (3) 円滑・快適で安全な道路交通の確保
2 計画の概要	(1) 事故危険個所の対策の推進について ア 交差点改良・区画線・防護柵等の事故削減対策の実施 イ 視線誘導標、交差点照明等による夜間の交通安全対策の実施 (2) 通学路等の安全対策の推進 ア 通学路を利用する歩行者等の安全確保のための歩道等の整備 イ 未就学児の集団移動経路の緊急安全点検を踏まえた安全対策の実施 (3) 円滑・快適で安全な道路交通の確保 ア 案内標識等の整備 イ ゆずり車線の整備 ウ 自転車通行空間の整備

実施機関名	事業内容 (実施事業名等)	事業量 (成果目標・目標数値等)	事業費 (単位：千円)
(県)道路保全課	歩道(km)	2.83	1,818,588
	自転車歩行車道(km)	0.21	80,000
	交差点改良(箇所)	-	336,847
	自転車通行空間整備(km)	65.4	1,065,125
	無電柱化(km)	0.62	528,000
	区画線(km)・防護柵(km)	210・1.7	918,327
	ゆずり車線(km)	1.2	80,000
	道路標識等(基)	27	122,862
			計 4,949,749

～ 第1章・第1節 ～

実施機関名：(県)都市計画課

項目	内容
1 計画の実施方法及び重点等	通学路交通安全プログラムに基づく要対策箇所において、都市計画道路(街路)の整備により、安心安全な通学路の実現を図る。
2 計画の概要	都市計画決定する県道について、国交付金事業及び県単独事業を活用した街路事業を推進する。

実施機関名	事業内容 (実施事業名等)	事業量 (成果目標・目標数値等)	事業費 (単位：千円)
(県)都市計画課	街路事業	都市計画道路 益城中央線ほか1線 N=1 箇所	1,800,000
		都市計画道路 南部幹線ほか1線 N=1 箇所	917,926
			計 2,717,926

実施機関名：西日本高速道路株式会社九州支社 熊本高速道路事務所

項 目	内 容
1 計画の実施方法及び重点等	高速自動車国道等における事故防止対策の推進
2 計画の概要	(1) 舗装路面の改良工事 (2) 逆走防止対策

実施機関名	事業内容 (実施事業名等)	事業量 (成果目標・目標数値等)	事業費 (単位：千円)
西日本高速道路(株) 九州支社 熊本高速道路事務所	<ul style="list-style-type: none"> ・高機能舗装工事 ・逆走対策(カラー舗装) ・事故注意喚起(標識) 	<p>約 10km 1 箇所 2 箇所</p>	

第2節 交通安全思想の普及徹底

～ 第1章・第2節 ～

実施機関名：(教) 社会教育課

項 目	内 容
1 計画の実施方法及び重点等	社会教育関係者に対して情報提供を行うことで啓発を図り、交通安全教育を推進する。
2 計画の概要	(1) 社会教育課の主催事業(研修会等)を通して、交通安全教育の促進と交通事故防止及び飲酒運転防止の啓発を図る。 (2) 社会教育関係機関及び団体における安全教育計画が計画的かつ継続的に実施されるよう必要に応じて助言等を行う。 (3) 社会教育関係機関及び団体等に対し、交通安全教育に関連した情報提供を行う。

～ 第1章・第2節 ～

実施機関名：(教) 学校安全・安心推進課

項 目	内 容
1 計画の実施方法及び重点等	(1) 小学生・中学生 危険予測と回避(特に飛び出し事故の防止のために「止まる・見る・確かめる」の徹底) 乗り物の安全な利用、自転車安全利用五則及び自転車安全点検の徹底等について指導する。 (2) 高校生 小学生・中学生の取組に加え、個人賠償責任保険加入の推進、二輪車(主に原付バイク)及び自動車の特性と安全な運転、交通事故の責任と補償問題等について指導する。
2 計画の概要	(1) 家庭、関係機関及び団体等との連携・協力を図りながら、教科「体育」・「保健体育」、道徳、特別活動(学級・ホームルーム活動、児童・生徒会活動、学校行事等)及び総合的な学習(探求)の時間等を中心に、学校教育活動全体を通じて交通安全教育の実施に努める。 (2) 教職員の交通安全教育に関する研修会(学校安全教室推進事業)の実施により、交通安全教育指導者の育成と指導力の向上に努める。

実施機関名	事業内容 (実施事業名等)	事業量 (成果目標・目標数値等)	事業費 (単位：千円)
学校安全・安心推進課 (文部科学省委託事業)	学校安全教室講習会 (学校安全教室推進事業)	1回	595

実施機関名：(警)交通企画課

項 目	内 容
1 計画の実施方法及び重点等	<p>(1) 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進 交通安全教育指針等を活用し、幼児から高齢者に至るまで、心身の発達段階やライフステージに応じた段階的かつ体系的な交通安全教育を行う。</p> <p>(2) 交通安全に関する普及啓発活動の推進 ア 県民が自ら安全な交通行動を実践することができるよう、必要な情報をタイムリーに分かりやすく提供する。 イ 県、市町村、警察、学校、関係機関・団体、地域社会及び家庭がそれぞれの特性を生かし、相互に連携をとりながら地域ぐるみの活動を推進するとともに、地域における民間の指導者を育成することなどにより、地域の実情に即した自主的な活動を促進する。</p> <p>(3) 特定小型原動機付自転車に係る交通ルールの広報啓発活動の推進</p>
2 計画の概要	<p>(1) 横断歩道における歩行者保護優先意識啓発活動の推進 交通安全教育や関係機関・団体と連携して行う各種キャンペーン等を通じて、横断歩道に接近する場合の減速義務や横断歩道における歩行者優先義務等の横断歩道に関する交通ルールの周知・徹底と、運転者と歩行者の思いやりの意思表示である「てまえ運動」を推進し、広報啓発を図る。</p> <p>(2) 高齢者に対する交通安全教育の推進 ア 県警ひまわり隊の活動(くまもとの『まち』と『ひと』を守る声掛け安心実現事業)の推進 警察官、会計年度任用職員及び民間事業者が連携し、「キャッチ&アクション制度」で把握した交通上危険な行動をとる者や、女性・子供を主な対象として、街頭での声掛け活動や個別訪問活動等を通じ、交通事故防止活動、「電話で『お金』詐欺」被害防止活動等を融合させた総合的な安全対策を実施することにより、県民が安心して暮らし続ける地域づくりを推進する。 イ 参加・体験・実践型の交通安全教育の推進 高齢運転者の交通事故防止を図るため、運転技能自動評価システム(通称「オブジェ」)を活用した特性(運転のクセ)に応じた個別・具体的な交通安全教育や高齢歩行者の道路横断中の交通事故防止を図るため、加齢に伴う身体機能の変化が行動に及ぼす影響等を体験的に理解させるシミュレータ等を活用した出前型の交通安全教育を県内各地で実施する。</p> <p>(3) 子供を交通事故から守る対策の推進 通学・通園時に関係機関・団体、県警ひまわり隊等と連携し、交通誘導、街頭指導などを実施するとともに、子供を対象としたシミュレータ等を活用した交通安全教育、子供を看護・指導する幼児園等経営者、保育士等に対する交通安全教育等の活動を行う。</p> <p>(4) 自転車安全利用対策の推進 ア 自転車運転者講習制度の適切な運用を図り、自転車利用者の交通ルールに対する遵守意識を醸成する。 イ 15警察署管内11地区・10路線を自転車指導啓発重点地区・路線に選定し、街頭における指導取締り等を重点的に実施するとともに、自転車利用者の通行実態を調査し、自転車利用者のルール遵守等の効果検証を実施する。 ウ 高校生及び中学生の自転車利用者が関係する交通事故の情報を熊本県教育委員会等を通じて県内の高校・中学校に提供する。 エ JA共済連と連携し、「スケアード・ストレイト教育技法」を用いたスタントマンによる自転車安全教育を実施する。 オ 自転車シミュレータ搭載交通安全教育車両「くまりん号」を活用した自転車安全教室を開催する。 カ 街頭における指導啓発の際に、リーフレットの配布等による「自転車安全</p>

	<p>利用五則」の普及徹底を図る。</p> <p>キ 行政や教育機関等などと連携し、自転車乗車時の乗車用ヘルメット着用を推進する。</p> <p>(5) 特定小型原動機付自転車にかかる交通ルールの広報啓発活動の推進 各種広報媒体を活用した特定小型原動機付自転車に関する交通ルールについて広報啓発活動を推進する。</p> <p>(6) 全ての座席におけるシートベルトの正しい着用の徹底 関係機関・団体と連携した実態調査を実施し、実態を把握した上、リーフレット等の配布、衝突実験映像やシートベルトコンビンサー等を活用した講習会等を通じて、シートベルト着用による被害軽減効果を実感できる取組を推進するとともに、交通指導取締りを実施する。</p> <p>(7) チャイルドシートの正しい使用の徹底 関係機関・団体と連携した実態調査を実施し、実態を把握した上、取付け講習会の開催等により適正な使用方法についての広報啓発及び指導の徹底を図る。</p> <p>(8) 飲酒運転根絶に向けた規範意識の確立 飲酒運転根絶広報啓発強化期間を設定するなど、酒類製造・販売・提供業界等と連携した広報啓発活動及びハンドルキーパー運動の普及に努めるほか、安全運転管理者選任事業所等への「飲酒運転根絶宣言の所内掲示」等の働きかけについても継続する。</p> <p>(9) CM制作・放送による交通安全意識啓発 交通安全意識を啓発する動画等を制作し、テレビや街頭ビジョンでの放映を通じて交通事故防止を図る。</p> <p>(10) 反射材用品等の普及促進 夕暮れ時から夜間における歩行者及び自転車利用者の事故防止に効果が高い反射材用品等の普及を図るため、全ての年齢層を対象として、各種広報媒体を活用した広報啓発活動を推進する。</p> <p>(11) 効果的な広報の実施 マス・メディアへの素材提供を始め、県警ホームページ及び県警公式ツイッターによる情報発信、事故分析に基づき今後の事故の発生や事故形態等を予測したリーフレット等の作成・配布、交通情報板の活用等、あらゆる広報媒体を活用し、一人一人が交通安全を自らの問題として捉え、日常生活の中で交通ルールとマナーを向上させるよう、効果的な広報啓発活動を推進する。</p> <p>(12) 地域交通安全活動推進委員制度の活性化 地域交通安全活動推進委員が地域における交通安全ボランティアのリーダーとして、自主的かつ効果的に活動が行えるよう指導を強化するとともに、委員の活動に関して、必要な情報を提供するなど支援を行う。</p> <p>(13) 交通関係団体等との連携 交通関係団体に対し、交通安全のための自主的活動を促進するよう働き掛けるとともに、あらゆる機会を捉えて連携を図る。</p> <p>(14) 外国人に対する交通安全教育の推進 外国人に対して、我が国の交通ルールを周知・理解させるための交通安全広報と交通安全教育を推進し、外国人が関与する交通事故防止を図る。</p> <p>(15) 各種広報媒体を活用した特定小型原動機付自転車等に関する交通ルールについて広報啓発活動を推進する。</p>
--	--

実施機関名	事業内容 (実施事業名等)	事業量 (成果目標・目標数値等)	事業費 (単位：千円)
(警)交通企画課	くまもとの「まち」と「ひと」を守る声掛け安心実現事業		73,607
	交通安全意識啓発事業		4,786

実施機関名：(警)運転免許課

項 目	内 容		
1 計画の実施方法及び重点等	県民の交通安全思想の普及徹底を図るため、運転免許を保有する者を対象とした段階的かつ体系的な交通安全教育を推進する。		
2 計画の概要	<p>(1) 運転免許取得後の運転者教育の充実 運転免許証の更新時講習を始めとした公安委員会が行う各種講習内容の充実を図り、安全運転に必要な知識の向上と、交通事故の悲惨さに対する理解を深め、交通マナーの向上に努める。</p> <p>(2) 高齢運転者に対する交通安全教育の推進 高齢運転者に対する交通安全教育を推進するために、自動車教習所等と協力して、運転免許取得者等検査・教育制度も活用し、合理的かつ効果的な認知機能検査及び高齢者講習を実施するなど、よりきめ細かな高齢運転者教育を行う。</p>		
実 施 機 関 名	事 業 内 容 (実施事業名等)	事 業 量 (成果目標・目標数値等)	事 業 費 (単位：千円)
(警)運転免許課	運転免許取得後の運転者教育の充実 ・ 更新時講習	172,447人	
	高齢運転者に対する交通安全教育の推進 ・ 高齢者講習 ・ 認知機能検査	70,882人 50,978人	

実施機関名：(県)くらしの安全推進課、熊本県交通安全推進連盟	
項 目	内 容
1 計画の実施方法及び重点等	<p>(1) 県民に交通安全思想の普及啓発と安全行動を実践させるため、各年齢層に応じた交通安全リーダー等を育成・指導し、交通安全教育の充実を図る。</p> <p>(2) 交通安全県民大会等イベントの開催や各種広報媒体を効果的に活用したキャンペーン等を積極的に実施し、県民へ交通安全思想を普及させ、交通ルールの遵守を習慣づける。</p> <p>(3) 「高齢者の交通事故防止県民運動」を展開し、依然多発している高齢者の交通事故を防止する。</p> <p>(4) 飲酒運転の根絶や自転車の安全利用の徹底について、啓発物やメディア等による広報啓発を実施する。</p>
2 計画の概要	<p>(1) 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進</p> <p>ア 幼児に対する交通安全教育の支援 幼稚園教諭、保育園保育士等へ交通安全啓発資料を送付し、幼児の交通安全指導者としての育成を図り、幼児交通安全教育の充実に努める。</p> <p>イ 小学生に対する交通安全教育の支援 児童の交通安全意識を高めるとともに、下級生や家族の交通安全に努め、交通ルールを順守できる社会人へと成長することを目的とし、県下の9市町村41校の小学6年生に「学校と家庭の交通安全リーダー証」を交付する。</p> <p>ウ 中学生に対する交通安全教育の支援 「自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」を周知し、自転車の安全で適正な利用の促進を図る。 また、道路交通法の一部改正により、全ての自転車利用者に対する乗車用ヘルメットの着用が努力義務化されたことから、同法の周知、ヘルメット着用の促進を図る。 併せて、様々な交通安全イベント時にチラシやグッズ等を配布し、交通安全意識の向上を図る。</p> <p>エ 高校生に対する交通安全教育の支援 「自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」を周知し、自転車の安全で適正な利用の促進を図る。 また、道路交通法の一部改正により、全ての自転車利用者に対する乗車用ヘルメットの着用が努力義務化されたことから、同法の周知、ヘルメット着用の促進を図る。 併せて、様々な交通安全イベント時にチラシやグッズ等を配布し、交通安全意識の向上を図る。</p> <p>オ 高齢者に対する交通安全教育の支援 高齢者向け交通安全啓発資料を老人クラブ連合会を通じて配布し、交通ルールの順守と正しい交通マナーの実践を習慣付け、地域の交通事故防止の推進を図る。 また、反射材の利用を促進する広報資料を作成・配布するとともに、道路交通法の改正により、全ての自転車利用者に対する乗車用ヘルメットの着用が努力義務化されたことから、ヘルメット着用促進を図る。</p> <p>カ 高齢者の安全確保の推進 高齢者自身の交通安全意識の向上はもとより、県民全体が高齢者を見守り、高齢者に配慮する意識を高めるよう高齢者の交通安全県民運動の推進を図る。</p> <p>キ その他効果的な交通安全教育の推進 各年齢層への交通安全意識の普及啓発のため、幼稚園、保育園、小学校、中学校、高校、大学、市町村、団体、企業等を対象に交通安全啓発用DVDの貸し出しを行う。 また、障がい者に対しては、字幕入りDVD等の積極的活用を推進する。</p>

(2) 交通安全に関する普及啓発活動の推進

ア 交通安全運動の推進

春、秋の全国交通安全運動や年末年始の交通事故防止運動を実施する。

また、「交通安全県民大会」を開催するとともに、「交通安全推進大会」に対する助成を行い、県民への交通安全意識の啓発を図る。

イ 「高齢者の交通事故防止県民運動」の推進

次の項目を重点推進事項として、高齢者の交通事故防止県民運動を実施する。

- ・ 反射材用品の着用推進及び前照灯の早め点灯と上向き点灯の励行
- ・ 道路横断時の横断歩道利用と安全確認の徹底
- ・ 自転車の安全利用の推進
- ・ 高齢運転者の交通事故防止
- ・ 全ての座席のシートベルト着用の徹底
- ・ 「交通安全ひと声運動」の推進
- ・ 参加・体験・実践型交通安全教育の推進

ウ 「ひのくにピカピカ運動」の実施(令和5年10月～令和6年1月予定)

歩行者には反射材用品等の着用を、運転者には前照灯の早め点灯と上向き点灯を習慣付けるための広報啓発活動等を強化し、高齢者を含めた交通事故防止を図る。

エ 横断歩行者の安全確保

「横断歩道 止まって渡す『思いやり』キャンペーン」の普及活動の推進

ポスター等を作成配布し、県民への更なる周知徹底を図る。

特に、「てまえ運動」の普及啓発活動を実施し、横断歩道上の交通事故絶無に向けた積極的な取組みを展開する。

オ 自転車の安全利用の推進

自転車乗車時のヘルメット着用の努力義務化、自転車保険加入義務化の周知さらに、各季の交通安全運動や各種交通安全イベント等あらゆる機会を通じ、自転車の安全で適正な利用について啓発する。

カ 後部座席を含めた全ての座席におけるシートベルトの正しい着用及びチャイルドシートの正しい使用の徹底

各季の交通安全運動や各種交通安全イベント等、あらゆる機会・媒体を通じて着用徹底の啓発活動等を展開する。

また、熊本県交通安全推進連盟キャラクターである「ベルとら」を活用し、着用徹底について啓発する。

キ タ暮れ時と夜間の交通事故防止対策の推進

「ひのくにピカピカ運動」を展開し、反射材の活用、前照灯の早め点灯と上向き点灯の普及を図る。

ク 飲酒運転根絶に向けた交通安全教育、広報啓発活動の推進

啓発物やメディア等による広報啓発を実施する。

ケ 効果的な広報の実施

新聞、ラジオ、インターネット、SNS等を活用し、分かり易く効果的な交通安全情報を発信することにより、幅広い年齢層に対する交通安全意識の高揚を図る。

コ 民間交通安全団体等の主体的活動の促進

交通安全指導者の養成等の事業、諸行事に対する援助、交通安全に必要な啓発資料等を配布するとともに、その主体的な活動を促進する。

サ 衝突被害軽減ブレーキ等の先進技術に関する情報の発信と装置装着の推進

SNS等を活用した情報の発信を行うとともに、後付けの踏み間違い防止装置等の装着のための支援を行い、装置装着を推奨する。

シ 地域における交通安全活動への参加・協働の推進

各季の交通安全運動の際に交通安全県民大会等を開催し、開催地区の実情に応じた地域の交通事故防止意識の向上を図る。

実施機関名	事業内容 (実施事業名等)	事業量 (成果目標・目標数値等)	事業費 (単位：千円)
くらしの安全推進課	交通安全総合対策費 交通安全特別啓発事業	- -	3,671 6,074
熊本県交通安全推進連盟	交通指導員の育成支援 幼児交通安全教育の支援 保護者の交通安全教育の支援 小学生への交通安全教育の支援 高齢者の交通安全教育の支援 交通安全ライブラリー事業 交通安全運動推進 交通安全推進大会助成	- - - - - - - -	50 100 50 700 100 500 4,970 200

第3節 安全運転の確保

第11次熊本県交通安全計画
54ページ～63ページ参考

～ 第1章・第3節 ～

実施機関名：九州運輸局 熊本運輸支局

項目	内容
1 計画の実施方法及び重点等	(1) 運転者教育等の充実 (2) 自動車運送事業者の安全対策の充実
2 計画の概要	(1) 運転者教育等の充実 自動車事故対策機構による自動車運送事業等に従事する運転者に対し適性診断の充実 (2) 自動車運送事業者の安全対策の充実 運行管理者等に対する指導講習の充実

実施機関名	事業内容 (実施事業名等)	事業量 (成果目標・目標数値等)	事業費 (単位：千円)
(独立行政法人) 自動車事故対策機構	運行管理者研修 ・一般講習 ・基礎講習 ・特別講習 適性診断の受診	37回(1,340人) 4回(326人) 2回(対象者が変動するため未定) 3,697人	
貨物自動車運送適正化事業実施機関(熊本県トラック協会)	事業場巡回指導	360事業者	
九州運輸局 熊本運輸支局	過積載取締り	4回	

実施機関名：熊本地方気象台

項目	内容
1 計画の実施方法及び重点等	道路交通に影響を及ぼす台風、大雨、大雪、竜巻等の激しい突風、地震、津波、火山噴火等の自然現象について、的確な実況監視を行い、関係機関、道路利用者等が必要な措置を迅速にとり得るよう、特別警報・警報・予報等を適時・適切に発表して事故の防止・軽減に努める。また、これらの情報の内容の充実と効果的利活用の促進を図るため、防災関係機関等との間の情報の共有やICTの活用等に留意し、主に次のことを行う。
2 計画の概要	第1章・第1節の「熊本地方気象台の計画」で述べた気象観測予報体制の整備、地震・津波・火山監視体制の整備、各種情報の提供、気象知識等の普及を行う。

実施機関名	事業内容 (実施事業名等)	事業量 (成果目標・目標数値等)	事業費 (単位：千円)
熊本地方気象台	<ul style="list-style-type: none"> ・ 台風説明会等の開催 ・ 気象警報・注意報等の発表 ・ 津波警報等の発表 ・ 噴火警報等の発表 ・ 気象情報等の利用方法等に関する説明（防災会議等）及びワークショップ ・ 広報資料の配布 	<ul style="list-style-type: none"> 必要時 必要時 必要時 必要時 説明（防災会議等） 30回 ワークショップ 15市町村 適宜 	

実施機関名：熊本労働局	
項目	内容
1 計画の実施方法及び重点等	令和4年の熊本県内の交通事故による労働災害（交通労働災害）は、死亡災害は2件、休業4日以上災害は95件発生した。 また、自動車運転者の労働時間の現状をみると、依然として長時間労働の実態が認められる。 交通労働災害の減少と自動車運転者の労働条件の適正化を図るため、次の事項について重点的に対策を実施する。
2 計画の概要	（1）交通労働災害防止対策として、次の事項を実施する。 ア あらゆる機会を捉えて「交通労働災害防止のためのガイドライン」を周知徹底する。 イ 12月をくまもと交通労働災害防止強調月間と定め、キャンペーンを実施し交通労働災害防止を事業場に呼び掛ける。 （2）自動車運転者の労働条件の適正化対策として、次の事項を実施する。 ア 「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」の履行確保のための監督指導の計画的な実施 イ 地方運輸機関との相互通報制度の確実な実施及び地方協議会の開催 ウ 今年度に予定されている「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」の見直しに伴う改正内容及び働き方改革についての説明会の開催

実施機関名：（警）交通企画課			
項目	内容		
1 計画の実施方法及び重点等	安全運転管理の推進		
2 計画の概要	（1）安全運転管理業務を十分に遂行し得る職務上の地位と指導能力を有する管理者の選任を指導する。 （2）安全運転管理者等未選任事業所の一掃に努める。 （3）安全運転管理者に対してその責務を理解させ、安全運転の確保等、基本業務のほか、運転者の健康状態の把握をはじめとする運転者管理の徹底を図る。 （4）安全運転管理者に対して、道路交通法施行規則の改正により追加された業務である運転前後の酒気帯びの有無の確認及びその記録について徹底を図る。		
実施機関名	事業内容 （実施事業名等）	事業量 （成果目標・目標数値等）	事業費 （単位：千円）
（警）交通企画課	安全運転管理者等法定講習の委託	講習回数 43回 受講対象者 7,741人	-

実施機関名：(警)交通企画課

項目	内容
1 計画の実施方法及び重点等	自動車運転代行業の指導育成等
2 計画の概要	(1) 自動車運転代行業者のさらなる健全化を図るために、熊本県企画振興部と合同による、繁華街での自動車運転代行業者に対する街頭指導の充実を図る。 (2) 自動車運転代行業務の適正な運営を確保し、交通の安全及び利用者の保護を図るため、自動車運転代行業者に対し、立入検査等を積極的に実施する。

実施機関名：(警)交通企画課

項目	内容
1 計画の実施方法及び重点等	(1) 二輪車安全運転対策の推進 (2) シートベルト、チャイルドシート及び乗車用ヘルメットの正しい着用の徹底 (3) サポカーの普及啓発
2 計画の概要	(1) 二輪車安全運転対策の推進 グッドライダーミーティング等の体験型講習により、運転技術及び安全意識の向上を図るとともに、プロテクターの着用を推進するなど、胸部等の保護の重要性について理解増進を図る。 (2) シートベルト、チャイルドシート及び乗車用ヘルメットの正しい着用の徹底 各種講習・交通安全運動等あらゆる機会を通じて、着用効果の啓発等着用キャンペーンを積極的に行う。 (3) 安全運転サポート車の普及啓発 関係機関・団体と連携し、衝突被害軽減ブレーキやペダル踏み間違い急発進抑制装置等の先進安全技術が搭載されたセーフティ・サポートカー(略称：サポカー)を用いた参加体験型の交通安全教育を実施し、正しい理解と普及啓発を行う。

実施機関名	事業内容 (実施事業名等)	事業量 (成果目標・目標数値等)	事業費 (単位：千円)
(警)交通企画課	グッドライダーミーティングの後援	-	-
	安全運転サポート車の普及啓発	-	-

実施機関名：(警)運転免許課・運転免許試験課	
項目	内容
1 計画の実施方法及び重点等	<p>1 安全運転を実践する運転者を育成するために、各対象に応じた運転者教育の充実を図る。</p> <p>2 運転者に対する実践的教育を担う機関との連携を強化するとともに、安全運転相談活動等の更なる充実を図るなど、安全運転の確保を推進する。</p>
2 計画の概要	<p>1 運転免許を取得しようとする者に対する教育の充実</p> <p>(1) 自動車教習所に対する指導監督を強化し、教習指導員等の資質の向上を図るとともに、教習内容及び技法の充実による教習水準の向上に努める。</p> <p>(2) 講習委託先に対する指導監督を徹底し、運転免許取得時講習の充実を図る。</p> <p>2 運転者に対する再教育等の充実</p> <p>(1) 運転免許証更新時講習の充実・斉一化を図り、より合理的で効果的な講習を行う。</p> <p>(2) 停止処分者・違反者講習及び初心運転者講習等、安全運転に関する知識・技能の向上を目的とした講習の効果的な運用を図る。</p> <p>また、停止処分者講習における実車指導の強化、運転シミュレータによる飲酒運転の疑似体験など、受講者の交通安全意識の醸成を図る。</p> <p>(3) 自動車教習所に対する指導監督の徹底と連携強化により、運転免許取得者等教育実施機関及び地域の交通安全教育センターとしての機能を強化する。</p> <p>3 二輪車安全運転対策の推進</p> <p>(1) 二輪車教習指導員及び原付講習指導員の指導力向上を図り、二輪車の運転免許を取得しようとする者の運転技能の向上及び交通安全意識の高揚に努める。</p> <p>(2) 二輪車安全運転講習会や二輪車安全運転大会等の開催に協力し、積極的に支援するなど、二輪車の安全運転対策を推進する。</p> <p>4 高齢運転者対策の充実</p> <p>(1) 運転技能検査制度を厳格かつ適切に運用し、高齢運転者による交通事故の防止対策を一層強化する。</p> <p>(2) 自動車教習所等と協力して、合理的かつ効果的な認知機能検査及び高齢者講習を実施するなど、よりきめ細かな高齢運転者教育を行う。</p> <p>(3) 窓口事務や警察活動を通じて認知症の疑いのある運転者の把握に努めるとともに、認知症専門医と連携した臨時適性検査の実施等により、安全な運転に支障のある者については運転免許取消等の行政処分を早期に検討する。</p> <p>(4) 免許センター配置の医療系専門職員と連携し、高齢運転者やその家族に対する安全運転相談の充実を図る。</p> <p>5 その他</p> <p>(1) 高齢者講習等支援システムの有効活用や、高齢者講習の受講枠拡大を計画し、高齢者講習の受講待ち期間の短縮を図ることで県民の利便性向上を実現する。</p> <p>(2) 高齢運転者等による交通事故を抑止するため、「サポートカー限定免許」の周知、普及を図る。</p>

実施機関名	事業内容 (実施事業名等)	事業量 (成果目標・目標数値等)	事業費 (単位：千円)
(警)運転免許課 運転免許試験課	1 運転免許を取得しようとする者に対する教育の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・ 検定立ち会い 23回 ・ 随時検査 3回 ・ 総合検査 24回 ・ 教習所職員研修 20回 2 運転者に対する再教育等の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・ 更新時講習 172,447人 ・ 停止処分者講習 1,061人 ・ 違反者講習 385人 ・ 初心運転者講習 144人 3 二輪車安全運転対策の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・ 原付講習 3,041人 4 高齢運転者対策の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・ 運転技能検査 1,154人 ・ 認知機能検査 50,978人 ・ 高齢者講習 70,882人 		

実施機関名：(県)交通政策課

項 目	内 容
1 計画の実施方法及び重点等	自動車運転代行業の指導監督
2 計画の概要	自動車運転代行業の業務の適正な運営及び利用者の保護を図るため、自動車運転代行業者に対して集団指導（安全運転管理者等法定講習会において実施）、街頭指導、必要に応じた立入検査等を行う。

実施機関名	事業内容 (実施事業名等)	事業量 (成果目標・目標数値等)	事業費 (単位：千円)
(県)交通政策課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自動車運転代行業者に対する集団指導 ・ 熊本県警察本部と合同による街頭指導 ・ 自動車運転代行業者に対する立入検査等 	<p style="text-align: center;">年1回</p> <p style="text-align: center;">年1回</p> <p style="text-align: center;">必要に応じて</p>	160

実施機関名：(県)くらしの安全推進課、熊本県交通安全推進連盟

項目	内容
1 計画の実施方法及び重点等	高齢者支援施策を推進する。
2 計画の概要	<p>(1) 高齢運転者支援施策の推進 熊本県ホームページによる掲載をはじめ、各季の交通安全運動、各種キャンペーン、交通安全研修等あらゆる機会を通じて、県警と連携し、運転免許証返納制度等の周知を図る。 併せて、各市町村・関係機関において実施されている自主返納者へのサービス等の支援について周知する。</p> <p>(2) 高齢運転者安全運転支援装置等の設置推進 県内在住の高齢運転者(65歳以上)が、ペダル踏み間違い急発進抑制装置やドライブレコーダーを購入・設置する際の費用の一部(ペダル踏み間違い急発進抑制装置は最大2万円、ドライブレコーダーは最大1万円)を補助し、安全運転支援装置等の設置を推進する。</p>

実施機関名	事業内容 (実施事業名等)	事業量 (成果目標・目標数値等)	事業費 (単位：千円)
くらしの安全推進課	令和5年度(2023年度)高齢運転者安全運転支援装置等設置推進事業	ペダル踏み間違い急発進抑制装置1,000台、ドライブレコーダー1,000台の設置補	35,963
	令和4年度(2022年度)高齢運転者安全運転支援装置等設置推進事業 (一部を繰越)		68,700
熊本県交通安全推進連盟	交通安全運動の推進		4,970 (再掲)

第4節 車両の安全性の確保

第11次熊本県交通安全計画
64ページ～68ページ参考

～ 第1章・第4節 ～

実施機関名：九州運輸局 熊本運輸支局

項目	内容
1 計画の実施方法及び重点等	自動車の検査及び点検整備
2 計画の概要	<p>(1) 自動車の検査の充実 指定自動車整備事業制度の適正な運用・活用を図る。</p> <p>(2) 自動車点検整備の推進 自動車使用者の保守管理意識を高揚し、点検整備の確実な実施を図る。 特に、9月10月を強化月間として、協力を推進することとし、自動車使用者等への意識浸透を図る。</p> <p>(3) 自動車の新技術への対応等自動車整備技術の向上</p>

実施機関名	事業内容 (実施事業名等)	事業量 (成果目標・目標数値等)	事業費 (単位：千円)
九州運輸局 熊本運輸支局	<p>指定工場の監査 自動車検査員研修</p> <p>整備主任者研修</p> <p>整備管理者研修</p>	<p>300工場</p> <p>22回 1,650人 (コロナ前の回数に変更予定)</p> <p>22回 3,629人 (コロナ前の回数に変更予定)</p> <p>12回 820人</p>	

実施機関名：(教) 学校安全・安心推進課

項 目	内 容
1 計画の実施方法及び重点等	各学校において、教職員等による安全点検を定期的を実施し、自転車乗車前の点検・整備に努めるとともに、損害賠償責任保険等への加入について、研修会及び交通安全教育資料等を通して促進を図る。
2 計画の概要	(1) 教職員の交通安全教育に関する研修会(学校安全教室講習会)の実施により、指導者の知識・技能の習得及び指導力の向上に努める。 (2) 各学校に配付する交通安全資料により、自転車の安全点検の実施、夜間のライト点灯、損害賠償責任保険等への加入促進について周知と指導の徹底を図る。

実施機関名	事業内容 (実施事業名等)	事業量 (成果目標・目標数値等)	事業費 (単位：千円)
学校安全・安心推進課 (文部科学省委託事業)	学校安全教室講習会 (学校安全教室推進事業)	1回	595

実施機関名：(警) 交通企画課

項 目	内 容
1 計画の実施方法及び重点等	自転車の安全性の確保
2 計画の概要	交通安全講話やキャンペーン等あらゆる機会を通じて、自転車の点検整備や正しい利用方法等について広報啓発活動を実施し、灯火の取付の徹底と反射材の普及促進を図り、自転車の視認性を向上させ、自転車が当事者となる交通死傷事故の防止を図る。

実施機関名：(県)くらしの安全推進課、熊本県交通安全推進連盟

項 目	内 容
1 計画の実施方法及び重点等	自転車利用者に対する自転車の定期的な点検整備、自転車に乗車する時の灯火点灯の徹底と反射材の取付など、自転車の安全で適正な利用を促進する。
2 計画の概要	自転車の安全性の確保 各種キャンペーン等あらゆる機会を通じて、自転車の点検整備や正しい利用方法等について広報啓発活動を実施する。 「ひのくにピカピカ運動」を展開し、前照灯の早め点灯及び反射材の着用を促す。

実 施 機 関 名	事 業 内 容 (実施事業名等)	事 業 量 (成果目標・目標数値等)	事 業 費 (単位：千円)
くらしの安全推進課	交通安全特別啓発事業	-	6,074
熊本県交通安全推進連盟	交通安全運動の推進	-	4,970 (再掲)

第5節 道路交通秩序の維持

第11次熊本県交通安全計画
69ページ～74ページ参考

～ 第1章・第5節 ～

実施機関名：熊本運輸支局

項目	内容
1 計画の実施方法及び重点等	車両の不正改造の防止
2 計画の概要	年間を通じて、「不正改造を排除する運動」を実施し、特に6月の強化月間では、全国的な取組みとして展開され、関係省庁、自動車関係団体と連携の上、街頭検査を実施するなどして、騒音の原因となっている違法マフラー等、悪質な不正改造の排除に向けた活動を実施します。

実施機関名	事業内容 (実施事業名等)	事業量 (成果目標・目標数値等)	事業費 (単位：千円)
九州運輸局 熊本運輸支局	指定工場の監査 自動車検査員研修 整備主任者研修 整備管理者研修 街頭検査 パンフレットの配布	300工場 22回 1,650人 (コロナ前の回数に変更予定) 22回 3,629人 (コロナ前の回数に変更予定) 12回 820人 7回 300枚	

実施機関名：(警)交通指導課	
項目	内容
1 計画の実施方法及び重点等	交通事故抑止のため、交通指導取締り及び交通事故事件捜査等を徹底し、道路交通秩序の維持を図る。
2 計画の概要	<p>(1) 交通事故抑止に資する交通指導取締りの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 重大事故に直結する悪質・危険・迷惑性の高い違反を重点においた交通指導取締りの強化 イ 歩行者の安全確保に資する横断歩行者等妨害等違反取締りの強化 ウ 飲酒運転根絶に向けた取締りの強化 エ 通学路や生活道路の安全確保に資する交通指導取締りの強化 オ シートベルト違反・チャイルドシート違反を中心とした被害軽減に資する交通指導取締りの強化 カ 自転車の安全利用に向けた交通指導取締りの強化 キ 事業活動に関してなされる過積載違反等の取締りの強化及び背後責任追及の徹底 <p>(2) 交通事故事件等に係る適正かつ緻密な捜査の一層の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 危険運転致死傷罪の立件を視野に入れた捜査の徹底 イ 交通事故事件等に係る捜査力の強化等 ウ 交通事故事件等に係る科学的捜査の推進 <p>(3) 暴走族等対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 暴走族等追放気運の高揚及び家庭、学校等における青少年の指導の充実 イ 暴走行為をさせないための環境整備 ウ 暴走族等に対する指導

実施機関名	事業内容 (実施事業名等)	事業量 (成果目標・目標数値等)	事業費 (単位：千円)
(警)交通指導課	交通指導取締り		
	・ レーダ式速度測定器	25台	128,000
	交通事故事件捜査		
	・ 交差点カメラ保守点検	5台	1,200
	・ 交通事故自動簡易見分システム (TRAIS-X) のシステムリース	3台	17,378
	・ 交通事故自動見分システム (TRAIS-X) のネットワーク化	24台	4,200
	・ 改ざん防止デジタルカメラ整備	5台	1,226
	・ 交通事故現場用映像捜査端末	29台	3,480
暴走族等対策			
・ 取締り			
・ 暴走族加入阻止教室	60校(中学校)	220	

第6節 救助・救急活動の充実

第11次熊本県交通安全計画
75ページ～80ページ参考

～ 第1章・第6節 ～

実施機関名：学校安全・安心推進課

項目	内容
1 計画の実施方法及び重点等	各学校において作成している危機管理マニュアルを見直すサイクルを構築し、事故等の未然防止や再発防止に努めるとともに、事故等発生時に適切な対応が講じられるよう組織的な安全管理の充実を図る。
2 計画の概要	(1) 事故等発生時に備えた緊急時の体制整備、教職員研修、安全教育など危機管理マニュアルに基づく取組みの充実を図る。 (2) 負傷者等発生時に、迅速・的確な応急手当、緊急連絡・救急要請を行うことができるよう、研修及び訓練の実施を促し、心肺蘇生法の普及啓発を図る。 (3) 危機管理マニュアルの見直し・改善を推進する。

実施機関名	事業内容 (実施事業名等)	事業量 (成果目標・目標数値等)	事業費 (単位：千円)
学校安全・安心推進課 (文部科学省委託事業)	学校安全教室講習会 (学校安全教室推進事業)	1回	595

実施機関名：(県)消防保安課

項 目	内 容
1 計画の実施方法及び重点等	救助・救急隊員の教育訓練等の充実 救急救命士の養成、再教育、気管挿管資格取得の促進 救急・救助設備整備の促進 住民に対する応急手当の普及・啓発
2 計画の概要	救急・救助隊員の育成及び資質の向上を図るため、県消防学校の専科教育において消防職員の教育訓練を実施する。 救急救命士を養成するため、消防職員を救急振興財団救急救命研修所へ派遣する。また、気管挿管のできる救急救命士の認定を行う。 消防本部において、災害対応特殊救急自動車及び高度救命処置資機材、救助用資機材等の整備を図る。 救命効果の一層の向上を図るため、地域住民に対し救命講習及び簡易講習の受講を促し、心肺蘇生法及び応急手当等の普及啓発を図る。

実施機関名	事業内容 (実施事業名等)	事業量 (成果目標・目標数値等)	事業費 (単位：千円)
消防学校	救助・救急隊員の教育訓練	<ul style="list-style-type: none"> ・救助隊員養成 年1回 ・救急隊員養成 年1回 	
救急振興財団 熊本県・消防本部 熊本県・消防本部 熊本県 熊本県・消防本部	救急救命士の養成等	<ul style="list-style-type: none"> ・救急救命士養成 前期・後期 ・救急救命士再教育 年1回 ・気管挿管資格養成 ・MC協議会 年1回 ・救急教育セミナー 年3回 	
消防本部	救急・救助設備整備の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・高度救命処置用資機材 ・災害対応小型救助車 ・災害対応特殊救急自動車 	
消防本部	応急手当の普及啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・普通救命講習 ・上級救命講習 ・救急講習 	

実施機関名：(県)医療政策課	
項目	内容
1 計画の実施方法及び重点等	救急医療体制を整備し、交通事故発生時等の救急医療を確保するため、次に掲げる事業について重点的に実施する。 (1) 救急医療機関等の整備 (2) 「熊本型」ヘリ救急搬送体制の充実
2 計画の概要	<p>(1) 救急医療機関等の整備</p> <p>ア 三次救急医療の確保(救命救急センター運営事業) 重篤な救急患者を受け入れるため、複数科にまたがる診療機能を有する24時間体制の救命救急センターを設置し、その質的向上を図る。</p> <p>イ 救急搬送体制の確保(ヘリコプター等添乗医師等確保事業) 離島・山村等で発生した重症患者を、ヘリコプター等により搬送する際に、医師等が容易に添乗できる体制確保を図る。</p> <p>ウ 小児救急医療提供体制の整備 ・小児救急医療拠点病院運営事業 初期救急医療体制では応じきれない重症救急患者の診療を確保するため、複数の医療圏を対象とする拠点病院の整備を図る。 ・小児救命救急センター運営事業 重篤な小児救急患者を24時間体制で受け入れる小児救命救急センターの整備を図る。</p> <p>エ 熊本県災害派遣医療チーム(熊本DMAT)の整備・活用 自然災害や交通災害等が発生した場合に、発生初期に災害現場等で救命救急処置を行う、熊本DMATの整備を促進し、その活用を図る。</p> <p>(2) 「熊本型」ヘリ救急搬送体制の充実 平成24年1月から稼働した、ドクターヘリと防災消防ヘリの2機が役割を相互に補完する「熊本型」ヘリ救急搬送体制の充実を図る。</p>

実施機関名	事業内容 (実施事業名等)	事業量 (成果目標・目標数値等)	事業費 (単位：千円)
(県)医療政策課	救急医療施設運営費補助 ・救命救急センター運営事業 ・ヘリコプター等添乗医師等確保事業 小児医療対策事業 ・小児救急医療拠点病院運営事業 ・小児救命救急センター運営事業 災害医療対策事業 ヘリ救急医療搬送体制推進事業	3施設 延べ200人 2施設 1施設 - -	128,136 717 50,000 70,538 33,294 310,975

実施機関名：西日本高速道路(株)九州支社 熊本高速道路事務所

項 目	内 容
1 計画の実施方法及び重点等	事故想定訓練等の実施
2 計画の概要	警察・消防等関係機関と連携し、各関係機関の役割分担について再確認を行うことで、事象発生時の迅速且つ適切な現場対応に備える。

実施機関名	事業内容 (実施事業名等)	事業量 (成果目標・目標数値等)	事業費 (単位：千円)
西日本高速道路(株) 九州支社 熊本高速道路事務所	事故等想定訓練	年2回	

第7節 被害者支援の充実と推進

第11次熊本県交通安全計画
81ページ～84ページ参考

～ 第1章・第7節 ～

実施機関名：熊本運輸支局

項目	内容
1 計画の実施方法及び重点等	<ul style="list-style-type: none"> ・自動車損害賠償補償制度の充実 (1) 無保険(無共済)車両対策の徹底 (2) 任意の自動車保険(自動車共済)の充実等
2 計画の概要	<ul style="list-style-type: none"> (1) 無保険(無共済)車両対策の徹底 (2) 無保険(無共済)車をなくそうキャンペーン、街頭の指導・取締の強化等を行い、加入率の向上を図る。 (3) 交通事故被害者及び家族への支援充実

実施機関名	事業内容 (実施事業名等)	事業量 (成果目標・目標数値等)	事業費 (単位：千円)
九州運輸局 熊本運輸支局	<ul style="list-style-type: none"> ・街頭取締 ・無保険車両監視延日数 ・無保険車両監視延車両数 	2回 110日 8,800両	

実施機関名：(教) 学校安全・安心推進課

項 目	内 容
1 計画の実施方法及び重点等	自転車利用者が加害者となる事故は高額賠償事案へとつながるおそれがあることを踏まえ、自転車損賠賠償責任保険等への加入を促進するなど、自転車の安全利用の促進を図る。
2 計画の概要	(1) 教職員の学校安全教育に関する研修会(学校安全教室推進事業)の実施により、損害賠償責任保険等への加入の必要性について理解を深める。 (2) 各学校に自転車の利用者が加害者となる交通事故や高額賠償事案の発生等を踏まえた交通安全の指導資料を提供し、児童生徒等やその保護者等に対する各種保険制度の周知に努める。

実施機関名	事業内容 (実施事業名等)	事業量 (成果目標・目標数値等)	事業費 (単位：千円)
学校安全・安心推進課 (文部科学省委託事業)	学校安全教室講習会 (学校安全教室推進事業)	1回	595

実施機関名：(警) 交通企画課

項 目	内 容
1 計画の実施方法及び重点等	自転車利用者の損害賠償保険等への加入の促進
2 計画の概要	交通安全講話やキャンペーン等あらゆる機会を通じて、自転車事故も自動車と同様の責任が生じること、また、過去の賠償額の実態や令和3年10月から義務化された自転車の損害賠償保険の必要性について周知するなどして、自転車利用者の損害賠償保険等への加入を促進し、被害者支援の充実を図る。

実施機関名：(警)交通指導課

項 目	内 容
1 計画の実施方法及び重点等	交通事故被害者の心情に配慮し、刑事手続きの概要説明、捜査の経過連絡等の被害者連絡制度を活用し、被害者の救済又は不安解消に資する活動を推進する。
2 計画の概要	(1) 損害賠償請求の援助活動等の強化 (2) 交通事故被害者等の心情に配慮した対策の推進

実施機関名	事業内容 (実施事業名等)	事業量 (成果目標・目標数値等)	事業費 (単位：千円)
交通指導課	「被疑者の手引き」の作成・所属への配布	200	121

実施機関名：(県)くらしの安全推進課、熊本県交通安全推進連盟

項 目	内 容
1 計画の実施方法及び重点等	<p>交通事故被害者の救済を図るため、交通事故相談所の充実強化に努めるとともに、交通遺児に対する支援の充実を図る。 また、自転車利用者に対し、損害賠償保険等への加入を促進する。</p> <p>(1) 交通事故相談所の業務の充実 (2) 交通遺児への支援事業 (3) 自転車利用者への損害賠償保険等への加入の促進</p>
2 計画の概要	<p>(1) 交通事故相談活動の充実 ア 交通事故相談所の利用促進を図るため、機会をとらえて広報に努める。 イ 関係機関との連携を深め、相談内容の多様化・複雑化に対処する体制を強化する。 ウ 交通事故相談員を各種研修会等へ参加させ、資質の向上を図る。</p> <p>(2) 自動車事故被害者等に対する援助の充実 交通遺児を支援するため、小学校入学祝金、中学校進学祝金、中学校卒業祝金、クリスマスプレゼントを贈呈する。</p> <p>(3) 自転車利用者への損害賠償保険等への加入の促進 令和3年10月1日から義務となった「自転車損害賠償保険等への加入」について、あらゆる機会に周知啓発等を実施し、加入を促進する。</p>

実施機関名	事業内容 (実施事業名等)	事業量 (成果目標・目標数値等)	事業費 (単位：千円)
くらしの安全推進課	交通事故被害者対策費	-	5,035
	交通安全特別啓発事業	-	6,074
熊本県交通安全推進連盟	交通遺児激励事業	-	1,300

～ 第 1 章・第 8 節 ～

実施機関名：(警)交通企画課

項 目	内 容
1 計画の実施方法及び重点等	熊本県警察「交通事故発生状況マップ」の周知と利用促進による県民の交通安全意識の向上
2 計画の概要	<p>令和 2 年 4 月に運用を開始し、地理的観点から事故分析を行う公開型地理情報システム (GIS) を活用した熊本県警察「交通事故発生状況マップ」について、本年度もあらゆる警察活動を通じて県民へ周知し、利用促進を図る。</p> <p>また、県民の関心が高いと思われる「速度超過」や「飲酒運転」が関係する事故の発生状況についても併せて情報発信を行うことで、交通安全意識の更なる向上を図る。</p> <p>熊本県警察「交通事故発生状況マップ」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 熊本県警察ホームページから利用可能 ・ インターネット環境があれば、誰でも、いつでも熊本県内の交通事故発生状況 (過去 3 年間及び当年の確定分) を閲覧可能 (スマートフォンでも可能)

第2章 鉄道交通の安全

第1節 鉄道交通環境の整備

第11次熊本県交通安全計画

95ページ参考

～ 第2章・第1節 ～

実施機関名：九州旅客鉄道KK、肥薩おれんじ鉄道KK、くま川鉄道KK、南阿蘇鉄道KK、熊本電気鉄道KK

項目	内容
1 計画の実施方法及び重点等	(1) 鉄軌道交通の安全は、線路施設が基本であるので設備の補修・改良を実施するとともに降雨・台風・地震等による設備の被害を防止するため、防護設備の整備を推進する。 (2) 列車運行の安全確保及び運転従事員の取扱い誤りによる事故防止を図るため、信号保安設備等の整備を推進する。 (3) 旅客の安全確保のため、駅設備等設備の整備を推進する。
2 計画の概要	(1) 軌道整備等の点検整備（軌道の補修・改良等） (2) 土木設備等の点検整備（構造物の補修・改良等） (3) 信号保安設備の点検整備（保安設備の補修・改良等） (4) 電車線路設備の点検整備（電車線路の改修・改良）

実施機関名	事業内容 (実施事業名等)	事業量 (成果目標・目標数値等)	事業費 (単位：千円)
九州旅客鉄道 KK	軌道設備点検整備	一式	438,304
	土木設備点検整備	一式	69,000
	信号設備点検整備	一式	256,000
	電力設備点検整備	一式	155,000
肥薩おれんじ鉄道KK	軌道設備点検整備	一式	341,000
	土木設備点検整備	一式	203,000
	信号設備点検整備	一式	328,000
	電力設備点検整備	一式	361,000
くま川鉄道 KK	軌道整備費	一式	12,000
	土木整備費	一式	1,800,000
	信号保安設備費	一式	10,000
	車両整備費	一式	25,000
南阿蘇鉄道 KK	軌道整備点検整備	一式	31,898
	電気整備点検整備	一式	4,200
熊本電気鉄道 KK	軌道設備点検整備	一式	105,000
	電力設備点検整備	一式	63,000

第2節 鉄道交通の安全に関する知識の普及

第11次熊本県交通安全計画
96ページ参考

～ 第2章・第2節 ～

実施機関名：九州旅客鉄道 KK、肥薩おれんじ鉄道 KK、南阿蘇鉄道 KK、熊本電気鉄道 KK

項目	内容
1 計画の実施方法及び重点等	踏切障害事故及び鉄道人身障害事故撲滅のため、踏切通行者等への広報活動を行い、鉄道の安全に関する正しい知識を浸透させる。
2 計画の概要	<p>(1) 踏切障害事故防止講習会の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 踏切の仕組みについて イ 踏切の安全な横断について ウ 踏切内で車が立ち往生したときの対処について <p>(2) 全国交通安全運動において、踏切通行時の安全に関する正しい知識の広報活動を行い、踏切障害事故及び鉄道人身障害事故防止を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 踏切事故防止啓発用ノベルティーの配布 イ 踏切事故防止用のチラシの配布 ウ 小学校への啓発用ノベルティーの配布及び安全教室

実施機関名	事業内容 (実施事業名等)	事業量 (成果目標・目標数値等)	事業費 (単位：千円)
九州旅客鉄道 KK	踏切安全講習・教室 啓発用ノベルティーの配布	1回 100部	
肥薩おれんじ鉄道 KK	脱線復旧訓練	2回	
南阿蘇鉄道 KK	脱線復旧訓練	1回	
熊本電気鉄道 KK	列車妨害防止運動 脱線復旧訓練	1,000冊 1回	

第3節 鉄道の安全な運行の確保

第11次熊本県交通安全計画
96ページ～98ページ参考

～ 第2章・第3節 ～

実施機関名：九州運輸局

項目	内容
1 計画の実施方法及び重点等	(1) 保安監査の実施 (2) 運転士の資質の保持 (3) 運輸安全マネジメント評価の実施
2 計画の概要	(1) 保安監査の実施 <p>鉄道事業者等に対し、定期的又は重大な事故等の発生を契機に保安監査等を実施し、輸送の安全の確保に関する取組、施設及び車両の保守管理、運転取扱い、乗務員等に対する教育訓練の状況等について、確認及び必要に応じて指導を行うとともに、過去の指導のフォローアップを実施する。また、計画的な保安監査のほか、同種トラブルの発生等の際にも臨時保安監査を行うなど、メリハリの効いた、より効果的な保安監査を実施するなど、保安監査の充実を図る。</p>
	(2) 運転士の資質の保持 <p>運転士の資質の確保を図るため、動力車操縦者運転免許試験を適切に実施する。また、資質が保持されるよう、運転管理者及び乗務員指導管理者が教育等について適切に措置を講ずるよう指導する。</p>
	(3) 運輸安全マネジメント評価の実施 <p>鉄道事業者等の安全管理体制の構築・改善状況を国が確認する運輸安全マネジメント評価を引き続き実施する。また、運輸安全マネジメント評価を通じて、鉄道事業者等による防災意識の向上及び事前対策の強化等を図り、運輸防災マネジメントの取組を強化するとともに、感染症による影響を踏まえた鉄道事業者等の安全への取組及び事業者によるコンプライアンスを徹底・遵守する意識付けの取組を的確に確認する。</p>

実施機関名	事業内容 (実施事業名等)	事業量 (成果目標・目標数値等)	事業費 (単位：千円)
九州運輸局	(1) 保安監査	鉄道事業者 8社(8回) 軌道経営者 1社(1回) 索道事業者 1社(1回) 九州運輸局管内(熊本県以外も含む)の計画を記載	
	(2) 動力車操縦者運転免許試験	筆記試験 第1回=令和5年9月 第2回=令和6年3月 実技試験 第1回=令和5年11～12月 第2回=令和6年5～6月 九州運輸局管内(熊本県以外も含む)の計画を記載	

	(3) 運輸安全マネジメント評価	鉄道事業者 2社 軌道経営者 1社 索道事業者 1社 九州運輸局管内(熊本県以外も含む)の計画を記載	
--	------------------	---	--

～ 第2章・第3節 ～

実施機関名：熊本地方気象台	
項目	内容
1 計画の実施方法及び重点等	鉄道交通に影響を及ぼす台風、大雨、大雪、竜巻等の激しい突風、地震、津波、火山噴火等の自然現象について、的確な実況監視を行い、関係機関、乗務員等が必要な措置を迅速にとり得るよう、特別警報・警報・予報等を適時・適切に発表して事故の防止・軽減に努める。また、これらの情報の内容の充実と効果的利活用の促進を図るため、主に次のことを行う。
2 計画の概要	第1章・第1節の「熊本地方気象台の計画」で述べた気象観測予報体制の整備、地震・津波・火山監視体制の整備、各種情報の提供、気象知識等の普及を行う。特に、竜巻等の激しい突風による列車転覆等の被害の防止に資するため、竜巻注意情報を適時・適切に発表するとともに、分布図形式の短時間予測情報として竜巻発生確度ナウキャストを提供する。また、走行中の列車における地震発生時の転覆等の被害の防止に資するため、緊急地震速報(予報及び警報)の鉄道交通における利活用の推進を図る。なお、噴火警戒レベルに応じて鉄道事業者等がとるべき防災対応について、平常時からの火山防災協議会における共同検討を通じて合意を図る。

実施機関名	事業内容 (実施事業名等)	事業量 (成果目標・目標数値等)	事業費 (単位：千円)
熊本地方気象台	<ul style="list-style-type: none"> ・ 台風説明会等の開催 ・ 気象警報・注意報等の発表 ・ 津波警報等の発表 ・ 噴火警報等の発表 ・ 気象情報等の利用方法等に関する説明(防災会議等)及びワークショップ ・ 広報資料の配布 	必要時 必要時 必要時 必要時 説明(防災会議等)30回 ワークショップ 15市町村 適宜	

実施機関名：九州旅客鉄道 KK、肥薩おれんじ鉄道 KK、くま川鉄道 KK、南阿蘇鉄道 KK、熊本電気鉄道 KK

項 目	内 容
1 計画の実施方法及び重点等	(1) 運転関係従事員の知識、技能の向上を図るため、職場内教育訓練及び科学的適性検査を実施する。 (2) 列車運行の乱れ、事故発生等に際して、迅速かつ適切な運行管理体制の充実を図る。 (3) 踏切事故防止及び置石等の列車妨害、線路内立入り等の外部要員による事故を防止するため、広報活動を積極的に実施し、部外への協力要請を推進する。
2 計画の概要	(1) 事故防止指導の強化 (2) 基本動作の徹底と異常時の的確な対応のための訓練の実施 (3) 適性検査の確実な実施 (4) 広報活動の推進と啓蒙活動の実施

実施機関名	事業内容 (実施事業名等)	事業量 (成果目標・目標数値等)	事業費 (単位：千円)
九州旅客鉄道 KK	避難誘導訓練 大規模地震想定訓練 テロ対処訓練	1回 1回 1回	
肥薩おれんじ鉄道 KK	異常時対応訓練 避難誘導訓練 脱線復旧訓練	1回 1回 2回	
くま川鉄道 KK	職場内教育訓練	10回	
南阿蘇鉄道 KK	脱線復旧訓練 分岐器異常時てこ取扱訓練	1回 1回	
熊本電気鉄道 KK	小学生向け安全教室の開催	小学生 約1,000名	

第4節 救助・救急活動の充実

第11次熊本県交通安全計画
99ページ参考

～ 第2章・第4節 ～

実施機関名：九州旅客鉄道 KK、肥薩おれんじ鉄道 KK、くま川鉄道 KK、南阿蘇鉄道 KK 熊本電気鉄道 KK

項目	内容
1 計画の実施方法及び重点等	警察・消防と連携した脱線復旧訓練等の実施 警察署・消防署・クレーン会社などの連絡先掲出による速やかな出動要請の実施
2 計画の概要	脱線復旧訓練に伴う、救助活動・避難誘導訓練の実施 発生場所に応じた連絡体制表は掲出し、速やかな対応が可能な環境調整

実施機関名	事業内容 (実施事業名等)	事業量 (成果目標・目標数値等)	事業費 (単位：千円)
九州旅客鉄道 KK	避難誘導訓練	1回	
	テロ対処訓練	1回	
肥薩おれんじ鉄道 KK	脱線復旧訓練	2回	
	協力会社等協力要請	1回	
くま川鉄道 KK	消防署との事故救助訓練	1回	
南阿蘇鉄道 KK	脱線復旧訓練	1回	
熊本電気鉄道 KK	脱線復旧訓練	1回	

第3章 踏切道における交通の安全

第11次熊本県交通安全計画
106ページ参考

第1節 踏切道の立体交差化、構造の改良及び歩行者等立体横断施設の整備の促進

～ 第3章・第1節 ～

実施機関名：九州旅客鉄道 KK、南阿蘇鉄道 KK

項目	内容
1 計画の実施方法及び重点等	踏切道の立体交差化、構造改良等の実績に併せて、道路管理者との統廃合を促進する。
2 計画の概要	踏切道拡幅の促進

実施機関名	事業内容 (実施事業名等)	事業量 (成果目標・目標数値等)	事業費 (単位：千円)
九州旅客鉄道 KK	豊肥本線鉄砲小路踏切 拡幅工事準備作業	舗装版製作 (2024年度本体工事)	8,500
南阿蘇鉄道 KK	高森線 下田踏切拡幅工事	踏切拡幅量 0.6m	8,000

第2節 踏切保安設備の整備及び交通規制の実施

令和5年度の実施計画なし

第3節 踏切道の統廃合の促進

第11次熊本県交通安全計画
107ページ参考

～ 第3章・第3節 ～

実施機関名：南阿蘇鉄道 KK

項目	内容
1 計画の実施方法及び重点等	踏切道の立体交差化、構造改良等の実施に併せて道路管理者との協議により、統廃合を促進する。
2 計画の概要	整理統廃合の促進

実施機関名	事業内容 (実施事業名等)	事業量 (成果目標・目標数値等)	事業費 (単位：千円)
南阿蘇鉄道 KK	犬釘打ち締め	3箇所	

第4節 その他踏切道の交通の安全及び円滑化等を図るための措置

～ 第3章・第4節 ～

実施機関名：(県)道路整備課

項 目	内 容
1 計画の実施方法及び重点等	通学路交通安全プログラムにより抽出された要対策箇所のうち、踏切道を含む区間について、一体として整備を行い、児童等の安全安心な登下校の実現を図る
2 計画の概要	通学路交通安全プログラムにより抽出された要対策箇所のうち、踏切道を含む箇所について、踏切道改良促進法に基づき、鉄道事業者や地域関係者と協議を実施し、踏切道及び接続する現道の拡幅を行う。

実施機関名	事業内容 (実施事業名等)	事業量 (成果目標・目標数値等)	事業費 (単位：千円)
(県)道路整備課	道路改良事業 県道梶屋多良木線 L = 500m	舗装工 L = 280m	10,000

～ 第3章・第4節 ～

実施機関名：肥薩おれんじ鉄道 KK、南阿蘇鉄道 KK、熊本電気鉄道 KK

項 目	内 容
1 計画の実施方法及び重点等	踏切障害事故の撲滅を図るため、全国交通安全運動等の機会をとらえて、各地区にて踏切事故防止訓練を実施するとともに、広報活動をいっそう強化する。
2 計画の概要	踏切通行の実演訓練の実施地と踏切非常ボタンの使用方法、エンスト・脱輪した時の列車停止手配等の啓蒙活動の推進。

実施機関名	事業内容 (実施事業名等)	事業量 (成果目標・目標数値等)	事業費 (単位：千円)
肥薩おれんじ鉄道KK	脱線復旧訓練	2回	
南阿蘇鉄道KK	犬釘打ち締め 徒歩巡回・列車巡回	3箇所 月1回・週1回	
熊本電気鉄道KK	踏切舗装面の黄色塗装	25箇所	2,000

熊本県交通安全対策会議運営要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、熊本県交通安全対策会議条例(昭和45年熊本県条例第59号)第5条の規定に基づき、熊本県交通安全対策会議(以下「会議」という。)の運営について必要な事項を定めるものとする。

(会 議)

第2条 会議は、会長が招集し議長となる。

2 委員は、会議の開催の必要があると認めるときは、その旨会長に申し出て会議の招集を求めることができる。

3 会議の招集は、会議の開催の10日前までに委員に通知して行うものとする。但し、緊急を要する場合は、この限りでない。

(専決処分)

第3条 会長は、会議が処理すべき事務のうち緊急を要するもの又は軽易な事項については、専決処分することができる。

2 会長は、前項の規定により専決処分をしたときは、これを次の会議に報告するものとする。

(幹 事 会)

第4条 会議に幹事会を置く。

2 幹事会は、会議の所掌事務について補助する。

3 幹事会は、会長が招集する。

4 幹事会は、議事の内容に応じ必要な幹事のみ招集することができる。

(庶 務)

第5条 会議の庶務は、環境生活部県民生活局くらしの安全推進課で行う。

(雑 則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、昭和46年3月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成9年6月9日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年6月30日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

熊本県交通安全対策会議構成員名簿

種別	種別	委員		幹事		郵便番号 電話番号 所在地
		職名	備考	職名	備考	
法17条 2項	会長	熊本県知事	法定			〒862-8570 096-383-1111 熊本市中央区水前寺 6-18-1
法17条 3項 1号	指定地方行政機関の長又はその指定する職員	九州管区警察局長 広域調整部長	告示	九州管区警察局長 広域調整第二課長	任命	〒812-8573 092-622-5000 福岡市博多区東公園 7-7
		九州経済産業局長 総務企画部長	"	九州経済産業局長 総務企画部 総務課長	"	〒812-8546 092-482-5405 福岡市博多区博多駅東 2-11-1 福岡合同庁舎本館 6階
		九州運輸局長 熊本運輸支局長	"	九州運輸局長 熊本運輸支局 首席運輸企画専門官	"	〒862-0901 096-369-3188 熊本市東区東町 4-14-35
		熊本地方気象台長	"	熊本地方気象台 防災管理官	"	〒860-0047 096-324-3283 熊本市西区春日 2丁目 10-1 熊本地方合同庁舎 12階
		熊本労働局長	"	熊本労働局長 労働基準部 監督課長	"	〒860-8514 096-355-3181 熊本市西区春日 2丁目 10-1 熊本地方合同庁舎 A棟 9階
		九州地方整備局長 熊本河川国道事務所長	"	九州地方整備局長 熊本河川国道事務所 交通対策課長	"	〒861-8029 096-382-1214 熊本市東区西原 1丁目 12-1
九州総合通信局長 総務部長	"	九州総合通信局長 総務部 総務課長	"	〒860-8795 096-326-7852 熊本市西区春日 2丁目 10-1		
法17条 3項 2号	県教育長	熊本県教育長	法定	社会教育課長 学校安全・安心推進課長	"	〒862-8609 096-383-1111 熊本市中央区水前寺 6-18-1
法17条 3項 3号	県警察本部長	熊本県警察本部長	"	交通部参事官兼交通企画課長 交通指導課長 交通規制課長 運転免許課長	" " " "	〒862-8610 096-381-0110 熊本市中央区水前寺 6-18-1 〒869-1107 096-233-0110 菊池郡菊陽町辛川 2655
法17条 3項 4号	知事部局職員	熊本県理事兼 熊本県中央広域本部長兼 総務部市町村・税務局長	指名	消防保安課長	"	〒862-8570 096-383-1111 熊本市中央区水前寺 6-18-1
		熊本県企画振興部 交通政策・情報局長	"	交通政策課長	"	
		熊本県健康福祉部 健康局長	"	医療政策課長	"	
		熊本県環境生活部 県民生活局長	"	くらしの安全推進課長	"	
法17条 3項 5号	本市市長	熊本市長	法定	熊本市文化市民局市民生活部 生活安全課長	"	〒860-8601 096-328-2397 熊本市中央区手取本町 1-1
法17条 3項 6号	市町村・消防機関長	熊本県市長会会長	任命	熊本県市長会事務局長	"	〒860-0911 096-331-0008 熊本市東区健軍 2丁目 4-10
		熊本県町村会会長	"	熊本県町村会事務局長	"	〒862-0911 096-368-0011 熊本市東区健軍 2丁目 4-10
		熊本市消防局長	"			〒862-0971 096-371-8140 熊本市中央区大江 3丁目 1-3
法17条 4項	特別委員	九州旅客鉄道株式会社 熊本支社長	"	九州旅客鉄道株式会社 熊本支社 安全推進室担当課長	任命	〒860-0047 096-351-3952 熊本市西区春日 3丁目 15-43
		西日本高速道路株式会社 九州支社 熊本高速道路事務所長	"	西日本高速道路株式会社 九州支社 熊本高速道路事務所 副所長	"	〒869-4616 0965-39-1918 八代市川田町西 691

発 行 者 : 熊 本 県

所 属 : 環 境 生 活 部 県 民 生 活 局
くらしの安全推進課

発行年度 : 令和 5 年度